明治三十六年度
文部省所管経費決算報告書

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

明治三十六年度文部省所管経費決算報告書説明

明治三十六年度文部省所管経費ノ

豫算額ハ	
歳出経常部	五、〇八二、九六三
歳出臨時部	一、九六七、八七八
合計	七、〇五〇、八四二
ニシテ	
豫算現額ハ	
歳出経常部	五、〇九七、〇八九
歳出臨時部	三、〇九八、八五八
合計	八、一九五、九四七

五九九	
六二七	
二二六	
一九六	
〇八二	
二七八	

ナリ故ニ豫算現額ノ豫算額ニ比シ増加スルコト

ナリ此増加額ノ内　一、一四五、一〇五〇五二

ハ前年度ヨリ繰越シタル金額ニシテ　一、〇二六、六〇五四四〇

ハ第一豫備金ヲ以テ補充シ若シハ第二豫備金　一〇四、九〇二二三二

ヲ以テ支辨シ

ハ國庫剰餘金ヲ以テ支辨シタル金額ナリ今款　一三、五九七三八〇

項ニ就キ其事由ヲ左ニ掲記ス

第一款　文部本省　歳出経常部

第一項　俸給及諸給　ニ於テ退官賜金ヲ要　三、七七二五〇〇

スルコト多カリシニ由リ第一豫備金ヨリ　一、八七七五〇〇

第五項　賠償及訴訟費　ニ於テ高等師範學

校敞室建築工事ニ關シ元請負人ノ差押債權

者ヨリ建築工事請負代金及保證金殘額取戻

請求竝未成工事引取代金殘額請求ノ民事訴

訟提起アリ又京都帝國大學京都醫科大學醫

院病室便所渡廊下建築工事ニ關シ元請負人

ヨリ不當延滯徵收金取戻ノ民事訴訟ヲ提起

セシヲ以テ訴訟費ヲ要スルコト多カリシニ

由リ同上　一、八九五〇〇〇

ヲ補充増加セリ

第四款　中央氣象臺　二、三〇五〇〇〇

第一項　俸給及諸給ニ於テ退官賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ第一豫備金ヨリ　一五五〇〇〇

第八項　委託電報料ニ於テ氣象通報ノ依賴者增加セシ為委託電報料ヲ要スルコトタカリシニ由リ同上　二、一五〇〇〇〇

ヲ補充增加セリ

第六款　諸學校及圖書館支出金　七、八三一四三〇

第一項　東京帝國大學ニ於テ死亡賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ第一豫備金ヨリ　一、四三四六六七

第二項　京都帝國大學ニ於テ退官賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ同上　八六五八三三

死亡賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ同上　一、八八八三三三

合計　二、七五四一六六

第三項　高等師範學校ニ於テ退官賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ同上　四五二五〇〇

死亡賜金ヲ要スルコトタカリシニ由リ同上　一七五〇〇〇

合計　六二七五〇〇

第四項　第二高等師範學校ニ於テ同上

第五項　女子高等師範學校　ニ於テ退官賜金ヲ要スルコト多カリシニ由リ同上　一〇五〇〇〇

第六項　札幌農學校　ニ於テ同上　六七四〇〇〇

第十一項　第二高等學校　ニ於テ同上　五八七五〇〇

第十四項　第五高等學校　ニ於テ同上　七六五〇〇〇

第二十二項　長崎醫學專門學校　ニ於テ同上　一五〇〇〇

第二十三項　東京高等工業學校　ニ於テ同上　九八〇〇〇

職工操業中負傷セシ者アリシ為治療費ヲ要スルコト多アリシニ由リ同上　七四三〇

合計　一〇五四三〇

第二十四項　大阪高等工業學校　ニ於テ退官賜金ヲ要スルコト多カリシニ由リ同上　八九〇〇〇

第二十六項　東京外國語學校　ニ於テ同上　三五〇〇〇

第二十七項　東京美術學校　ニ於テ同上

第二十八項　東京音樂學校　三七五〇〇
第三十項　帝國圖書館　ニ於テ同上　一六六六七
ヲ補充增加セリ　五五〇〇〇

第七款　府縣立師範學校長俸給　二一六六七
第一項　府縣立師範學校長俸給　ニ於テ死
亡賜金ヲ要スルコト多カリシニ由リ第一豫
備金ヨリ　二一六六七
ヲ補充增加セリ

歳出經常部合計　一四、一二五九七

歳出臨時部　二三、三九八五九五

第一款　營繕費
第十六項　東京高等師範學校改築費　ニ於
テ同工事ハ明治三十五年度ニ於テ竣功スヘ
キ處事故ノ為完成ニ至ラス又其殘工事費ハ
繰越ノ途ナク不用ニ帰セシメタリ然ルニ同
校ハ既ニ改築校舍ノ一部ニ移轉シ授業ヲ開
始セルヲ以テ急速殘工事ノ竣功ヲ要セシニ
由リ第二豫備金ヨリ　二三、三九八五九五
ヲ支出增加セリ

第十八款　臨時外國行諸費　八、九六九〇四〇
第一項　萬國醫事會議參列費　ニ於テ西班

牙國マドリッド府ニ開設ニ係ハ第十四回萬國醫事會議ヘ委員トシテ當時在歐州ノ東京帝國大學教官ヲ參列セシムハ為之カ旅費ヲ要セシニ由リ第二豫備金ヨリ　一、八四四、〇八〇

第二項　萬國地震學研究設備創設協議會及萬國測地學協會總會參列費　ニ於テ獨國伯林府ニ開設ニ係ハ萬國地震學研究設備創設協議會並蘭國ライデン府ニ開設ニ係ハ萬國測地學協會總會ヘ委員ヲ參列セシムハ為之カ派遣費ヲ要セシニ由リ同上　七、一二四、九六〇

ヲ支出增加セリ

第十九款　諸學校臨時補足費支出金　三二、四五五、五〇〇

第一項　京都帝國大學　ニ於テ明治三十六年度ヨリ開始スル京都帝國大學福岡醫科大學及附屬醫院ノ經費ハ明治三十六年度豫算不成立ノ為追加豫算ニ求ムルコトヽナリタルモ三十六年四月及五月ニ要スル費額ハ之ヲ待ツ能ハサルニ由リ第二豫備金ヨリ　二八、九五一、七三三

第二項　盛岡高等農林學校　ニ於テ盛岡高等農林學校ハ明治三十五年度ニ於テ開校準備ニ着手シ三十六年四月一日ヨリ授業ヲ開始スル為之ニ伴フ增費ハ三十六年度豫算不成立ノ為追加豫算ニ求ムルコトヽナリタルモ四月及五

月ニ要スル費額ハ之ヲ待ツ能ハサルニ由リ

同上　一、九三六一〇〇

第三項　神戸高等商業学校ニ於テ神戸高等商業学校ハ同上　一、五六七六六七

ヲ支出増加セリ

第二十一款　臨時教科書製造費　一一、七〇三五〇〇

第一項　臨時教科書製造費ニ於テ小学校教科用図書中文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノヽ翻刻出版ヲナサントスル者ニ下附スヘキ見本ノ製造ニ着手スルニ由リ第二豫備金ヨリ　一一、七〇三五〇〇

ヲ支出増加セリ

第二十二款　臨時教科書編纂費　一四、二五〇〇〇〇

第一項　臨時教科書編纂費ニ於テ明治三十七年四月ヨリ小学校ニ於テ使用スル教科用図書ノ編纂ヲ速ニ完了スルノ必要アルニ由リ第二豫備金ヨリ　一四、二五〇〇〇〇

ヲ支出増加セリ

第二十三款　臨時事件費　一三、五九七三八〇

第一項　臨時事件費ニ於テ時局ニ関シ清韓両国地方ニ於ケル氣象ヲ観測シ警報ヲ傳ヘ航海ノ安全ヲ保護スルノ急務ナルニ由リ

國庫剩餘金ヨリ　一三、五九七／三八〇

ヲ支出增加セリ

歲出臨時部合計　一〇四、三七四／〇一五

明治三十六年度文部省所管經費ノ

支拂命令濟額ハ

歲出經常部　五〇七三、五七三／九四三

歲出臨時部　一六七三、九〇〇／二二四

合計　六、七四七、四七四／一六七

ニシテ之ヲ

豫算現額

歲出經常部　五、〇九七、〇八九／一九六

歲出臨時部　三、〇九八、八五八／〇八二

合計　八、一九五、九四七／二七八

ニ比較スレハ　一、四四八、四七三／一一一

ヲ減少ス此減少額ノ内

一、一三九、八〇三／二六〇

ハ明治二十二年法律第四號會計法第二十一條

及第二十二條ニ據リ翌年度ニ繰越シタル金額

ニシテ

三〇八、六六九／八五一

ハ全ク不用トナリシ金額ナリ

今茲ニ款項ニ就キ前記翌年度ニ繰越シタル事

由ヲ左ニ掲記ス

歳出臨時部

第一款　營繕費　三三二、三六九／二七三

第一項　帝國大學醫科大學醫院內科外科等教室及病室改築費　ハ二十九年度乃至本年度ノ繼續事業ニシテ改築敷地ニ當ル地震學教室ノ移轉工事天候ノ為遲延シ從テ本工事ハ年度内竣功ノ運ニ至ラサリシヲ以テ會計法第二十一條ニ據リ　五八、三六九／二三、

第二項　東京帝國大學醫科大學解剖學病理學法醫學等教室改築費　ハ繼續事業ニシテ本年度年割額及前年度繰越額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

第四項　東京帝國大學工科大學土木工學教室增築費　ハ三十五年度乃至本年度ノ繼續事業ニシテ請負人ニ於テ工事用材料ヲ運送ノ際風浪ノ為流失セシ為年度内竣功ノ運ニ至ラサリシヲ以テ會計法第二十一條ニ據リ　二一二、二〇八／四八〇

第六項　東京帝國大學農科大學林學教室新營費　ハ繼續事業ニシテ本年度年割額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ　一六、七一二／六五六

第八項　京都帝國大學醫科大學醫化學教室　四、七〇七／〇三五

及動物室新營費　ハ三十四年度乃至本年度
ノ継續事業ニシテ建築用亜米利加松材ノ到
着遅延セル為年度内竣功ノ運ニ至ラサリシ
ヲ以テ會計法第二十一條ニ據リ　九、五一〇

第十項　京都帝國大學醫科大學醫院病室手
術室等增築費　ハ継續事業ニシテ本年度年
割額ノ支出残額アリシヲ以テ會計法第二十
二條ニ據リ　〇〇〇

第十一項　札幌農學校改築費　一二、五一六　三六五
度乃至本年度ノ継續事業ニシテ明治三十四
年札幌市街ニ於ケル大火災ニ由リ諸職工ノ
欠乏シタル影響ト三十四年及三十六年下半
季ノ異常ナル寒冷トノ為工事ノ進捗ヲ妨ケ
ラレ年度内竣功ノ運ニ至ラサリシヲ以テ會
計法第二十一條ニ據リ　六、七一三　八六九

第十四項　新營費　ニ於テ東京帝國大學農
科大學林學教室增築並東京帝國大學農科大
學動物學教室及附屬家火災新營ハ寒氣ノ為
工事ヲ中止セシト札幌農學校給水費並京都
帝國大學理工科大學機械工學實驗室附屬瓦
斯室煙突等改築ハ時局ノ為材料ノ運送ヲ妨
ケラレ工事遅延シタルトニ由リ年度内支出
ノ運ニ至ラサリシヲ以テ同上

ヲ繰越シタリ　一一、六三一／六三八

第二款　設備費

第一項　東京帝國大學設備費　二、〇四四／五〇〇

大學病理學教室用標本戸棚ハ同教室改築遅延ノ為年度内ニ設備ヲ為ス能ハサリシテ以テ會計法第二十一條ニ據リ　二、〇四四／五〇〇

ヲ繰越シタリ

第三款　醫科大學創立費　三七六、八二五／〇三二

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額及前年度繰越額ノ支出残額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

第二項　設備費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出残額アリシヲ以テ同上　三六〇、〇八一／〇四七

ヲ繰越シタリ　一六、七四三／九八五

第四款　第二高等師範學校創立費　九三九／四五六

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出残額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ　九三九／四五六

ヲ繰越シタリ

第五款　第二高等商業學校創立費　二二、九七九／三三三

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度

年割額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

二二、九七九　三三三

ヲ繰越シタリ

第六款　第三高等商業學校創立費　一七二、一六五　九九二

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額及前年度繰越額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

一六五、一六五　九九二

第二項　設備費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出殘額アリシヲ以テ同上

七、〇〇〇　〇〇〇

ヲ繰越シタリ

第七款　高等工業學校創立費　七二　五九八

第二項　設備費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

七二　五九八

ヲ繰越シタリ

第八款　第四高等工業學校創立費　二二五、四二九　九四五

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額及前年度繰越額ノ支出殘額アリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ

一七五、四二九　九四五

第二項　設備費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出殘額アリシヲ以テ同上

ヲ繰越シタリ　五〇〇〇〇　〇〇〇〇

第十款　帝國圖書館創立費　六、九七七　一三一

第一項　新營費　ハ継續事業ニシテ本年度年割額ノ支出殘額ナリシヲ以テ會計法第二十二條ニ據リ　六、九七七　一三一

ヲ繰越シタリ

歳出臨時部合計　一、一三九、八〇三　二六〇

9

文部省所管

科目　豫算額　豫算決定後增加額　前年度繰越額　豫備金支出額　豫備金ノ時流用増減額　豫算現額　仕拂命令額　翌年度繰越額　不用額　備考

歳出經常部

第一款　文部本省　四五、五一九　〇　三、七二五　〇　四五、二八三、六九五　四五、三五四　一七　〇　一、三五三　七八

第一項　俸給及諸給　八二、四三〇　〇　一八、七七五　〇　八四、三〇七、五〇一　八四、八六八　七三　〇　三〇、六三七

不用額ヲ生ジタハ後期ニ繰越シテ支拂ヒタルモノト俸給等ニ流用シタルモノトアリシト死亡等ノ事ヲ要セサリシト由ル

第一目　勅任俸給　三五、〇〇〇　〇　〇　▼四、八七一、二　一八、四二二　八九八　一八、四二二　八九八　〇　〇

流用減額ハ第四目ノ千百拾九円四拾五銭五重第七目ノ千九百六拾七円六拾四銭七重ヲ流用シタル由ル

第二目　奏任俸給　三〇、七五〇　〇　〇　▼一、四三二　四九　二九、三七四　五一　二九、三八一　八　〇　八九二　七一

流用減額ハ第四目ノ千六拾六円八拾五銭六重第七目ノ千百七拾五円八拾九銭六重ヲ流用セシニ由ル

第三目　判任俸給　五六、三六〇　〇　〇　▼五、三八一　二五　二六、八三一　八五　二六、八三一　八八五　〇　〇

流用減額ハ第四目ノ千百七拾六円六拾五銭五重第七目ノ百七拾六円四拾六銭ヲ流用セシニ由ル

第四目　休職俸給　六〇、〇〇〇　〇　〇　〇　二、三四七　七六八　二八、四七　七六八　二八、三六四　〇　〇　一一　三五六

流用増額ハ第一目ヨリ千百拾九円四拾五銭五重第二

第一目退官賜金	一〇〇〇〇〇〇〇	〇	一八七七五〇〇	〇
第二目死亡賜金	一二〇〇〇〇	〇	〇	〇
第七目賞典	〇	〇	〇	〇
第二項廳費	一九三〇〇〇〇	〇	〇	〇
第一目備品費	八六三八	〇	〇	〇
第二目圖書及印刷費	四五五三二	〇	〇	▼一三二五〇
第三目筆紙墨文具	一一四一〇〇〇	〇	〇	〇

目ヨリ千六拾六円六拾五銭六厘第三目ヨリ六拾三円六拾五銭五厘ヲ流用セシニ由ル

			二九七七五〇〇	〇
			一二〇〇〇〇	〇
			三八二〇〇〇〇	〇
			一九三〇〇〇〇	〇
			三九一三七四	〇
			四三九九五三五	〇
			四一五一〇	〇

流用増額ハ第一目ヨリ弐千九百六拾四銭六厘第二目ヨリ弐百七拾七円六拾四銭六厘第三目ヨリ弐百七拾五円八拾九銭四厘第七目ヨリ四百七拾六円四拾六銭ヲ流用セシニ由ル

			一一六八三八一	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			一一六三〇〇〇	〇
			二四二六九	〇

不用額ヲ生セシハ参考圖書類購入印刷運搬及通信事項ノ少クシテ並講習會費ヲ要スル少クシテ者ニ由ル

流用増額ハ第二目ヨリ百参拾壱円弐拾五銭第四目ヨリ弐百五拾九円拾貳銭四厘ヲ流用セシニ由ル

流用減額ハ第一目ヨリ流用セシニ由ル

流用増額ハ第四目ヨリ流用セシニ由ル

第四項消耗品 二一六二〇〇〇 〇 〇 〇 ▼七四三七〇二 一四八二九八 一四一七八六二 〇 〇三六

流用減額ハ第一目ヨリ弐百五拾九円拾貳銭四厘第三目ヨリ四拾壱円五拾弐銭第五目ヨリ四百四拾参円六銭八厘ヲ流用セシニ由ル

第一目通信運搬費	二八〇八五〇〇	〇	四四三〇六八	三三五一五六八
第六目講習會費	四〇〇〇〇〇	〇	〇	四〇〇〇〇〇
第三項修繕費	三八五〇〇〇	〇	〇	三八五〇〇〇
第一目書畫廳修繕	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇
第二目各所修繕	二一五〇〇〇〇	〇	〇	二一五〇〇〇〇
第四項死傷手當	三〇〇〇	〇	〇	三〇〇〇
第一目死傷手當	三〇〇〇	〇	〇	三〇〇〇
第五項賠償及訴訟費	七〇〇〇	〇	一八九五〇〇〇	一九〇二〇〇〇
第一目賠償金	二〇〇〇	〇	〇	二〇〇〇

			八九六	二〇八一五〇

流用増額ハ第四目ヨリ流用セシニ由ル

不用額ヲ生ヤシハ民事訴訟源泉ノ少リ進捗セサル為訴訟費ヲ要スル少カリシニ由ル

不用額ヲ生セシハ本費ヲ要セサリシニ由ル

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

雑費	三八〇五	〇	〇	〇	〇四三九三	八三六五	二五九四	〇	二十五四
祝服費	四三八〇	〇	〇	〇	六三九三	五六八〇	五六八〇	〇	〇
傭人料	五三七〇	〇	〇	〇	九〇〇〇	五六七〇	五六七〇	〇	一七六三
雇員給	六九六〇	〇	〇	〇	三七〇	七三七四	七三七四	〇	一五二四
官吏給料	三〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三〇〇〇	〇	〇	三〇〇〇
典給	三三〇〇	〇	〇	〇	六三九三	三九三九	三九三九	〇	〇
雑給	三九四〇	〇	〇	〇	三四〇六	三八〇四	三八〇四	〇	二三五四
雑費	三七四〇	〇	〇	〇	三四〇六	三八〇四	三八〇四	〇	二三五四
雑費	三七四〇	〇	〇	〇	三四〇六	三八〇四	三八〇四	〇	二三五四
雑費	五〇〇〇	〇	〇	〇	一九〇〇	一七〇〇	一七〇〇	〇	三〇〇〇
雑費	三七四〇	〇	〇	〇	三四〇六	三八〇四	三八〇四	〇	二三五四
雑費	三七四〇	〇	〇	〇	三四〇六	三八〇四	三八〇四	〇	二三五四
雑費	三六〇〇	〇	〇	〇	三八〇六	三三九三	三八〇六	〇	二三五八
雑費	三六〇〇	〇	〇	〇	三八〇六	三三九三	三八〇六	〇	二三五八
雑費	三六〇〇	〇	〇	〇	三八〇六	三三九三	三八〇六	〇	二三五八
雑費	三六〇〇	〇	〇	〇	三八〇六	三三九三	三八〇六	〇	二三五八
雑費	五五三八〇	〇	〇	〇	五三八〇四五	五六八〇四五	五六八〇四五	〇	九三九三五

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第百拾壱号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾弐号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾三号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾四号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾五号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾六号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾七号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾八号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾九号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十一号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十二号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十三号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十四号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十五号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十六号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十七号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十八号	金壱拾銭	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第百拾十

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第三項 修繕費	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	八三〇〇	〃	九八〇〇
第四目 修繕費	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	八三〇〇	〃	九八〇〇
第三項 雑費	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇
第四目 雑費	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇
第三項 賠償金	二〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇〇〇〇〇	〃	〃	二〇〇〇
第四目 賠償金	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇
第四目 訴訟費	一〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇
第三項 調査費	一三六六〇〇	〃	〃	〃	〃	一三六六〇〇	一三四四〇〇	〃	二三二〇
第四目 備品費	三三六〇〇	〃	〃	〃	▶二四三〇〇	五六九〇〇	五四九〇〇	〃	二〇
第四目 圖書費	四〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	▶二六〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	一二六〇〇〇	〃	九〇〇〇

第三目 特別事業費	二七二八〇〇	〃	〃	〃	▶二〇〇〇〇〇	七二八〇〇	七二四二〇	〃	四二〇
第四目 消耗品	四九二五〇〇	〃	〃	〃	二〇〇〇〇〇	四三二五〇〇	四三二五〇〇	〃	三〇八
第五目 通信運搬費	八〇〇〇〇	〃	〃	〃	▶二〇〇〇〇〇	五九五九〇〇	五九五九〇〇	〃	九八一
第六目 出張旅費	一〇〇〇〇〇〇	〃	〃	〃	▶二〇〇〇〇〇	一九五六〇〇	一九五六〇〇	〃	〃
第七目 給與	三三六〇〇〇〇	〃	〃	〃	〇	三〇四八〇〇	三〇二八〇〇	〃	〃
第八目 雇員給與	二五〇〇〇〇	〃	〃	〃	▶二〇〇〇〇〇	一三一七〇〇	一二一七〇〇	〃	七三〇
第九目 傭人給	二七〇〇〇〇	〃	〃	〃	〇	二六〇〇〇〇	二六〇〇〇〇	〃	二五三
第十目 雑員	三五〇〇〇〇	〃	〃	〃	▶一六〇〇〇〇	一九〇〇〇〇	一八九八〇〇	〃	一六〇
第十一目 外國旅費	〃	〃	〃	〃	〃	一九三七〇〇	一九三七〇〇	〃	〃

| | | |

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第五目 死傷手當	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第六目 獄囚賠償及訴訟費	二〇〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇〇〇	〃	〃	二〇〇〇	同上
第七目 賠償金	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第八目 訴訟費	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第六項 旅費	一八九〇〇	〃	〃	〃	〃	一八九〇〇	一三九二〇	〃	五六一六〇	不用額ヲ生ジタル主ナル原因ハ出張見込ヲ少カリシ事ニ由ル
第一目 内國旅費	一〇五〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇五〇〇	一三九二〇	〃	一七一六〇	
第二目 外國旅費	三〇〇〇	〃	〃	〃	〃	三〇〇〇	〃	〃	三〇〇〇	
第七項 雜給及雜費	六三八〇〇	〃	〃	〃	〃	六三八〇〇	六八二三九	〃	九四〇二	不用額ヲ生ジタル主ナル原因ハ賞與費ノ支出ヲ少カリシ事ニ由ル
第一目 給與	一四〇二〇〇	〃	〃	〃	六四六	一〇六六一六	一〇六六六六	〃	〃	流用減額第二目ニ於テ九拾九圓六拾四錢第三目ニ於テ拾五圓貳拾貳錢ヲ流用セシニ由ル
第二目 官吏旅費	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第三目 給與	三〇四〇〇〇	〃	〃	〃	▼九四四九	二五六一	二九三一	〃	七八九	減額第二目ニ於テ拾五圓第三目ニ於テ拾五圓ヲ流用セシニ由ル
第四目 傭人料	一九九三五	〃	〃	〃	▼八四三	一六六六三	一六〇四〇	〃	四五三	流用減額第三目ニ於テ拾五圓ヲ流用セシニ由ル
第五目 被服費	八〇〇〇	〃	〃	〃	〃	八〇〇〇	八〇九三	〃	〇九七	
第六目 雜費	六四六五	〃	〃	〃	一四六九	六三五三〇	六三五三〇	〃	〃	流用減額第三目ニ於テ拾五圓ヲ流用セシニ由ル
第八項 官吏記事報料	二八九六〇	〃	二五〇〇〇	〃	〃	五〇六八〇	四九四三〇	〃	二三四九	不用額ヲ生ジタル主ナル原因ハ雜報ノ出版ヲ少カリシ事ニ由ル
第一目 官吏記事報料	二八九六〇	〃	二五〇〇〇	〃	〃	五〇六八〇	四九四三〇	〃	二三四九	
第二目 官吏觀測所	六三四〇	〃	〃	〃	〃	六三四〇	五九六三一	〃	九八一九	
第九項 修繕及請給	三七九四〇〇	〃	〃	〃	〃	三七九四〇〇	三七一九八	〃	八二三	不用額ヲ生ジタル主ナル原因ハ修繕費ノ支出ヲ少カリシ事ニ由ル
第一目 教任修繕	三四〇〇〇	〃	〃	〃	五九九八	二九九八八	二九九八八	〃	〃	流用減額第三目ニ於テ拾五圓ヲ流用セシニ由ル
第二目 判任修繕	一三四〇〇〇	〃	〃	〃	▼六一八八	六六〇〇〇	六六三一三	〃	二〇三二	九圓ヲ減額第二目ニ於テ拾五圓ヲ流用セシニ由ル

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第三回混合賠償金	三五〇〇〇	〃	〃	〃	〃	三五〇〇〇	〃	〃	三五〇〇〇		各拾貳圓ニ換算ス
第四九七回金	四五〇〇〇	〃	〃	〃	〃	四五〇〇〇	〃	〃	四五〇〇〇		
第四共同出資	〃	〃	〃	〃	五二〇〇〇	五二〇〇〇	五二〇〇〇	〃	〃	流用ニ付テハ第三回ノ流用ニ準ス	
第三項賠償	三五八七〇〇	〃	〃	〃	〃	九三八七〇〇	五三六二三三	〃	三四五七	不用額ヲ生ジタル分ハ第四回ノ賠償ニ繰入ル	
第三回海外費	二〇四六〇〇	〃	〃	〃	四五〇〇〇	二四六〇〇〇	二四六二六	〃	一二一〇	流用ニ付テハ第三回ノ分ハ第四回ニ於テ流用ス	
第三項賠償	九二〇〇〇	〃	〃	〃	〃	九二〇〇〇	九二〇〇〇	〃	〃	流用ニ付テハ第三回ノ分ハ第四回ニ於テ流用ス	
第三回共同費	二六〇〇〇	〃	〃	〃	▶二二六〇〇〇	二四六〇〇〇	二四六二六	〃	二二	流用ニ付テハ第三回ノ分ハ第四回ニ於テ流用ス	
第四回海外費	四五六〇〇	〃	〃	〃	〃	四五六〇〇	三六一六六	〃	一五三	流用ニ付テハ第三回ノ分ハ第四回ニ於テ流用ス	

第四通信連絡費	九八〇〇〇	〃	〃	〃	二二〇〇〇	二二〇〇〇	二二〇〇〇	〃	〃	流用ニ付テハ第三回ノ分ハ第四回ニ於テ流用ス
第三項修復費	二〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇〇〇〇	一九八一〇	〃	〇一九〇	
第四各所修復	二〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇〇〇〇	一九八一〇	〃	〇一九〇	
第四項死傷手當	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	不用額ヲ生ジタル分ハ第四回ニ繰入ル
第四死亡手當	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第四項遺族扶助費	二〇〇〇	〃	〃	〃	〃	二〇〇〇	〃	〃	二〇〇〇	同上
第三項恤賞金	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第四許可費	一〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇〇〇	〃	〃	一〇〇〇	
第三項旅費	二九八二〇〇	〃	〃	〃	〃	二九二〇〇	二八八九八〇	〃	九四二〇	不用額ヲ生ジタル分ハ第四回ニ繰入ル
第四回旅費	二九八二〇〇	〃	〃	〃	〃	二九八二〇〇	二八八九八〇	〃	九四二〇	
第三項雑費	八〇〇〇〇	〃	〃	〃	〃	八〇〇〇〇	九九〇〇〇	〃	一〇〇〇	不用額ヲ生ジタル分ハ第四回ニ繰入ル

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第四目 消耗品	五七一〇〇〇	〇	〇	一九五二一〇	七六六二一〇
第五目 通信運搬費	四七〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第六目 賃料	六〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第七項 修繕費	一五〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第一目 各所修繕	一二〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第四項 死傷手當	一〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第一目 死傷手當	一〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第五項 賠償及訴訟費	二〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第一目 賠償金	一〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第二目 訴訟費	一〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第六項 旅費	四三六〇〇〇	〇	〇	四三六〇〇〇	〇
第一目 官吏廉法費	一〇〇〇	〇	〇	一〇〇〇	〇
第二目 員給	三九六〇〇〇	〇	〇	三九六〇〇〇	〇
第三目 傭人料	五三〇四五〇	〇	〇	五三〇四五〇	〇
第四目 雜費	一八八〇〇〇	〇	〇	一八八〇〇〇	〇
第五目 被服費	〇	〇	〇	〇	〇
第六項 病院費	三七六八二八六	〇	〇	三七六八二八六	〇

▼一〇〇三五　四六八三六五　四六八三六五　〇　流用増額ハ第一目ヨリ百参拾参円五拾六銭七厘第五目ヨリ壱円六拾参銭五厘第六目ヨリ六拾円ノ流用セシニ由ル

▼六〇〇〇〇　〇　〇　〇　同　上

一〇二〇〇〇　一〇二〇〇〇　〇　〇

一二〇〇〇〇　一二〇〇〇〇　〇　〇

一〇〇〇　〇　〇　一〇〇〇　流用増額ハ第四目ヨリ流用セシニ由ル

一〇〇〇　〇　〇　一〇〇〇

二〇〇〇　〇　〇　二〇〇〇　同　上

一〇〇〇　〇　〇　一〇〇〇

一〇〇〇　〇　〇　一〇〇〇

四一五四二八〇　〇　四一五四二八〇　〇　不用額ヲ生セシハ武験手当手当ヲ要スル分ヲ要セサリシト官吏廉法費ヲ要セサリシト傭人ノ雇入及謝金ヲ要スル分カリシ事ニ由ル

二〇三七一〇　〇　二〇三七一〇　〇　不用額ヲ生セシハ各地出張抑留ヲ要スル分カリシニ由ル

第七項 雑給及雑費	三八二六一二五〇	〇	〇	三八二六一二五〇	〇
第一目 給與	三八三四〇〇〇	〇	〇	三八三四〇〇〇	〇
第二目 官吏廉法費	一〇〇〇	〇	〇	一〇〇〇	〇
第三目 員給	三九六〇〇〇	〇	〇	三九六〇〇〇	〇
第四目 傭人料	五三〇四五〇	〇	〇	五三〇四五〇	〇
第五目 雜費	一八八〇〇〇	〇	〇	一八八〇〇〇	〇
第六目 被服費	〇	〇	〇	〇	〇
第七項 病院費	三七六八二八六	〇	〇	三七六八二八六	〇

▼一〇二八七　九三九　二七二四六　九八五二五四三　八三八　〇　一八二三二二七　流用減額ハ第三目ヨリ百七拾壱円拾銭五厘第四目ヨリ百九拾四円八拾銭第五目ヨリ百貳拾四円五拾銭第六目ヨリ壱円五拾銭ヲ流用セシニ由ル

七七一三五　一八七七　九三五　〇　流用増額ハ第一目ヨリ流用セシニ由ル

一九〇八〇〇　七二一二五〇　五七五八六七　〇　一四五三八〇　同　上

三三四五〇二三三五〇〇　一八〇四八六〇　〇　二八六四〇〇　同　上

一五〇〇　一五〇〇　〇　〇　同　上

三七六八二八六　三七六三五〇一五　〇　一五四五二七三　不用額ヲ生セシハ商業度豫算抛棄ノ結果ニ由ル

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十一号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十二号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十三号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十四号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十五号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十六号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十七号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十八号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第十九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十一号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十二号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十三号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十四号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十五号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十六号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十七号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十八号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第二十九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十一号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十二号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十三号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十四号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十五号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十六号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十七号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十八号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第三十九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十一号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十二号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十三号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十四号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十五号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十六号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十七号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十八号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第四十九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十一号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十二号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十三号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十四号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十五号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十六号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十七号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十八号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第五十九号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回
第六十号	陸軍兵器廠長官報告	第一回	第一回	第一回	第一回

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

国文学研究資料館
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第項	設備費	六六〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	六六〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	不用額ヲ生ジタルニ付事業繰延ノ為メ次年度ニ繰越ス
第四	電燈及電話設備費	四五〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四五〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	
第四	教室及教員住宅補修費	三五〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三五〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	
第四	教室及教員住宅新築費	三五〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三五〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	
第三項	移轉費	九三三三〇〇	〇	〇	〇	〇	九三三三〇〇	〇	〇	九六六〇〇〇	上同
第四	農場設備費	二六三三〇〇	〇	〇	〇	〇	二六三三〇〇	〇	〇	二六〇〇〇〇	
第四	移轉費	八〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	八〇〇〇〇〇	〇	〇	八〇〇〇〇〇	
第四項	礼堂及講堂設備費	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	上同
第四	農場設備費	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	
第五項	設備費	三四五〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三四五〇〇〇	〇	〇	三四五〇〇〇	上同
第四	電燈設備費	四〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四〇〇〇〇〇	〇	〇	四〇〇〇〇〇	
第四	教室設備費	三〇三五〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三〇三五〇〇〇	〇	〇	三〇三五〇〇〇	
第項	設備費	九〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	九〇〇〇〇〇	〇	〇	二五〇〇〇	
第四	電燈設備費	九〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	九〇〇〇〇〇	〇	〇	二五〇〇〇	
第項	新築費	一三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一三〇〇〇〇〇	〇	〇	一六〇〇〇〇	
第四	農場新築費	一三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一三〇〇〇〇〇	〇	〇	一六〇〇〇〇	
第項	設備費	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	八〇〇〇〇〇	不用額ヲ生ジタルニ付繰越ス
第四	設備費	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇〇	〇	〇	八〇〇〇〇〇	
第四	設備費	三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三〇〇〇〇〇	〇	〇	二六〇〇〇〇	不用額ヲ生ジタルニ付繰越ス
第項	新築費	四五〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四五〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	
第四	新築費	四五〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	四五〇〇〇〇	〇	〇	三六〇〇〇〇	
第項	設備費	三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	三〇〇〇〇〇	〇	〇	二四〇〇〇〇	

国文学研究資料館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

第三項 諸国人口

第一項 郡数

第二項 郡名

第三項 郡名

第四項 郡名

第五項 郡名

第六項 郡名

第七項 郡名

第八項 郡名

第九項 郡名

第十項 郡名

第十一項 郡名

第十二項 郡名

第十三項 郡名

第十四項 郡名

第十五項 郡名

第十六項 郡名

第十七項 郡名

第十八項 郡名

第十九項 郡名

第二十項 郡名

第二十一項 郡名

第二十二項 郡名

第二十三項 郡名

第二十四項 郡名

第二十五項 郡名

第二十六項 郡名

第二十七項 郡名

第二十八項 郡名

第二十九項 郡名

第三十項 郡名

第三十一項 郡名

第三十二項 郡名

第三十三項 郡名

第三十四項 郡名

第三十五項 郡名

第三十六項 郡名

第三十七項 郡名

第三十八項 郡名

第三十九項 郡名

第四十項 郡名

第四十一項 郡名

第四十二項 郡名

第四十三項 郡名

第四十四項 郡名

第四十五項 郡名

第四十六項 郡名

第四十七項 郡名

第四十八項 郡名

第四十九項 郡名

第五十項 郡名

第五十一項 郡名

第五十二項 郡名

第五十三項 郡名

第五十四項 郡名

第五十五項 郡名

第五十六項 郡名

第五十七項 郡名

第五十八項 郡名

第五十九項 郡名

第六十項 郡名

第六十一項 郡名

第六十二項 郡名

第六十三項 郡名

第六十四項 郡名

第六十五項 郡名

第六十六項 郡名

第六十七項 郡名

第六十八項 郡名

第六十九項 郡名

第七十項 郡名

第七十一項 郡名

第七十二項 郡名

第七十三項 郡名

第七十四項 郡名

第七十五項 郡名

第七十六項 郡名

第七十七項 郡名

第七十八項 郡名

第七十九項 郡名

第八十項 郡名

第八十一項 郡名

第八十二項 郡名

第八十三項 郡名

第八十四項 郡名

第八十五項 郡名

第八十六項 郡名

第八十七項 郡名

第八十八項 郡名

第八十九項 郡名

第九十項 郡名

第九十一項 郡名

第九十二項 郡名

第九十三項 郡名

第九十四項 郡名

第九十五項 郡名

第九十六項 郡名

第九十七項 郡名

第九十八項 郡名

第九十九項 郡名

第百項 郡名

第百一項 郡名

第百二項 郡名

第百三項 郡名

第百四項 郡名

第百五項 郡名

第百六項 郡名

第百七項 郡名

第百八項 郡名

第百九項 郡名

第百十項 郡名

第百十一項 郡名

第百十二項 郡名

第百十三項 郡名

第百十四項 郡名

第百十五項 郡名

第百十六項 郡名

第百十七項 郡名

第百十八項 郡名

第百十九項 郡名

第百二十項 郡名

第百二十一項 郡名

第百二十二項 郡名

第百二十三項 郡名

第百二十四項 郡名

第百二十五項 郡名

第百二十六項 郡名

第百二十七項 郡名

第百二十八項 郡名

第百二十九項 郡名

第百三十項 郡名

第百三十一項 郡名

第百三十二項 郡名

第百三十三項 郡名

第百三十四項 郡名

第百三十五項 郡名

第百三十六項 郡名

第百三十七項 郡名

第百三十八項 郡名

第百三十九項 郡名

第百四十項 郡名

第百四十一項 郡名

第百四十二項 郡名

第百四十三項 郡名

第百四十四項 郡名

第百四十五項 郡名

第百四十六項 郡名

第百四十七項 郡名

第百四十八項 郡名

第百四十九項 郡名

第百五十項 郡名

第百五十一項 郡名

第百五十二項 郡名

第百五十三項 郡名

第百五十四項 郡名

第百五十五項 郡名

第百五十六項 郡名

第百五十七項 郡名

第百五十八項 郡名

第百五十九項 郡名

第百六十項 郡名

第百六十一項 郡名

第百六十二項 郡名

第百六十三項 郡名

第百六十四項 郡名

第百六十五項 郡名

第百六十六項 郡名

第百六十七項 郡名

第百六十八項 郡名

第百六十九項 郡名

第百七十項 郡名

第百七十一項 郡名

第百七十二項 郡名

第百七十三項 郡名

第百七十四項 郡名

第百七十五項 郡名

第百七十六項 郡名

第百七十七項 郡名

第百七十八項 郡名

第百七十九項 郡名

第百八十項 郡名

第百八十一項 郡名

第百八十二項 郡名

第百八十三項 郡名

第百八十四項 郡名

第百八十五項 郡名

第百八十六項 郡名

第百八十七項 郡名

第百八十八項 郡名

第百八十九項 郡名

第百九十項 郡名

第百九十一項 郡名

第百九十二項 郡名

第百九十三項 郡名

第百九十四項 郡名

第百九十五項 郡名

第百九十六項 郡名

第百九十七項 郡名

第百九十八項 郡名

第百九十九項 郡名

第二百項 郡名

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

第十項 官立師範學校學費	三七、五〇〇〇〇〇	〇	〇	三七、五〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第十一項 官立中等學校機械標本及器具費	二六、六七五〇〇〇	〇	〇	一六、六七五〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第十二項 不行届等高等學校圖書及標本費支出金	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第三款 臨時調査費	一〇、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	九、九九九九九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一項 國語調査費	一〇、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	九、九九九九九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一目 國語調査費	一〇、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	一〇、〇〇〇〇〇〇	九、九九九九九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第四款 臨時教員養成所費	二四、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	二四、〇〇〇〇〇〇	二九、五五八八四〇	〇	四四一六〇	〇	〇	〇	〇
二項 臨時教員養成所費	三〇、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	二〇、〇〇〇〇〇〇	二九、五五八八四〇	〇	四四一六〇	〇	〇	〇	〇
第四目 俸給	八八八〇〇〇〇	〇	〇	〇	▼三四七五三八	五三八四七二五	三三四四七五	〇	〇	〇	〇
第四目 廳費	五八五〇〇〇〇	〇	〇	〇	▼一六一四九七	五六八八五三五	六六三三九	〇	五五一七四	〇	〇
第四目 旅費	二〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	▼一九五四三一〇	四四五九六	九四四八七〇	〇	九九七六六	同上	

第四目 雜給及雜費	三六三〇〇〇〇	〇	〇	一三六四九九九六四九九	〇	〇	流用增額ハ第一目ヨリ千百四拾四圓餘八第三目ヨリ百六拾六圓餘ノ節減ト第三目ヨリ千九百五拾五圓餘四拾五第五目ヨリ八千百八圓五拾五錢ヲ流用セシニ由ル	流用減額ハ第四目ヘ流用セシニ由ル	〇	流用減額ハ第四目ヘ流用セシニ由ル	〇
第四目 學生費	八、六四〇〇〇〇	〇	〇	八、六四〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第五目 賞與	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第七目 死亡賜金	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第五款 臨時地磁氣觀測費	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一項 臨時地磁氣觀測費	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第四目 調査費	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	一、三〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第二款 第五回內國勸業博覽會出品費	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一項 第五回內國勸業博覽會出品費	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第一目 博覽會出品費	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	五、〇〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp

| | | |

| | | |